

令和元年8月27日

パソコン機器賃貸借に伴う入札について

(一社)鳥取市観光コンベンション協会

下記のとおり入札を行いますので、お知らせします。

1 入札に付する事項

業 務 名 令和元年度パソコン機器賃貸借業務

業 務 内 容 別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格

- (1) 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の正会員であること。
- (2) 契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 不正行為等により入札への参加制限を受けていない者であること。
- (4) 令和元年度の協会会費を納入していること。

3 提出書類及び提出先

- (1) 提出書類 入札書（見積書） ※協会指定様式
- (2) 提出先 本協会事務局(持参又は郵送)

4 提出期限

令和元年9月5日（木）午後5時必着

5 提出に係る事項

- (1) 入札書はホームページからダウンロードしたもの以外認められません。
- (2) 入札書に記入する業務名は、必ず正確に記入してください。
- (3) 書類の作成及び郵送等にかかる経費については、入札者の負担とします。
- (4) 提出書類は、長形3号程度の封筒に入れ必ず糊等で封をして提出願います。
- (5) 封筒には入札の業務名を記入して提出願います。

6 上限価格（予算額）

金 2,940,000円（消費税を除く）

7 結果発表

令和元年9月6日（金）

- (1) 公表については、原則開札以降速やかにホームページ上に落札業者のみを入札結果として掲載します。なお、入札参加者名及び落札金額は公表いたしません。

8 お問い合わせ

総務課（担当：鷲見） TEL:0857-26-0756

令和元年度パソコン機器賃貸借業務仕様書

1 業務名 令和元年度パソコン機器賃貸借業務

2 概要

本協会の一部賃貸借しているパソコン及び周辺機器(4台から6台)のリース契約が9月27日で期間満了を迎える。また、購入して仕様しているその他のパソコンのOSは、2020年1月14日にサポートが終了するWINDOWS7を使用している。

このことにより、このたび、本協会で使用するノート型パーソナルコンピュータ、デスクトップ型パーソナルコンピュータを全て賃貸借とし、ソフトウェアにおいては、設定設置するものである。

なお、ハードウェア、ソフトウェア、設定・設置等作業及び保守にかかる契約すべてリース契約とする。

3 契約期間および借入期間

契約日から5年間(60か月間)

4 納入期限

令和元年9月27日まで

※ただし、まちパル鳥取1階で使用するノート型パーソナルコンピュータ(1台)、デスクトップ型パーソナルコンピュータ(1台)及びこれに附随する周辺機器、鳥取市観光案内所で使用するデスクトップ型パーソナルコンピュータ(1台)は、9月13日(金)までに納入することとする。

5 借入物品等の名称及び数量

借入物品	ノート型パーソナルコンピュータ	3台
借入物品	デスクトップ型パーソナルコンピュータ	18台
購入物品	ソフトウェア、ライセンス等	一式

6 仕様の詳細

別紙1のとおり

7 納入場所及び数量

別紙2のとおり

8 保守

別紙3のとおり

9 その他

(1)権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 瑕疵担保責任

本業務の検査完了後、瑕疵が発見された場合、受託者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合における受託者の責任は、本業務の検査完了日から15か月以内に請求があった場合に限る。

(3) 特許権等の仕様

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、協会がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、協会は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(4) 損害賠償

受託者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し協会又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

(5) 守秘事項等

- ア 本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらの蓄積や他の目的に使用してはならない。
- イ 本業務の履行に当たって、知りえた秘密を漏らしてはならない。

(6) 個人情報の保護

受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

受託者は、(7)の規定により受託業務の全部または一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(7) 再委託の禁止

- ア 受託者は、協会の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- イ 協会は、次のいずれかに該当する場合は、協会の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本契約にかかる契約金額の50パーセントを超える場合。
 - (イ) 再委託する業務に、業務の中核となる部分が含まれている場合。

(8) 調査等

協会は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(9) 完了報告及び検査

受託者は、納入を完了したときは、納入完了の日の翌日から20日以内に、納入完了報告書を協会に提出し、協会の検査を受けるものとする。

(10) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

(11) 尊属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停(協会及び受託者協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって尊属的

合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法第6条に定めるとおりとする。

(12) 賃貸借機器に対する損害保険の付保

受託者は、自己の責任において、賃貸借機器に損害保険を付保するものとする。

(13) その他

この仕様書の定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、協会と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙 1

1 利用形態及び機種選定条件

Microsoft Windows10 Proが動作する国際基準のAT互換機

2 ハードウェア

~~以下の(1)から(4)までについて、情報漏えいの原因となりうる不正な部品が使用されていないことを証明するメーカーの報告書を提出すること。~~

(1) ノート型パーソナルコンピュータ

項目	内容
OS	Microsoft Windows 10 Pro(64bit)正規版(日本語版)
CPU	インテルCeleron 3965U 以上 ただし、Microsoft Office Professional 2019(32bit)搭載の機種については、インテルCore i5-8265Uプロセッサ以上
メインメモリ	8GB以上
ストレージ	500GB以上 HDD Serial/ATA ※SSDでも可
光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ
ディスプレイサイズ	15.6型
外部ディスプレイ出力	HDMI出力端子
有線LAN	1000BASE-T/100BASE-T/10BASE-T準拠
無線LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac準拠、Wi-Fi準拠
USBポート	USB3.0×4ポート以上
キーボード	日本語キーボード(テンキー付)
マウス	USBマウス(光学式又はレーザー)
本体サイズ	高さ：25mm×幅：約375mm×奥行：250mm程度
オフィスソフト	Microsoft Office Personal 2019(64bit) ・まちपाल鳥取 1階 Microsoft Office Home & Business 2019(64bit) ・まちपाल鳥取 2階 Microsoft Office Professional 2019(32bit) ・まちपाल鳥取 1階 ※5年分のライセンスが含まれているものでもよい
備考	・リカバリディスクが添付されていること。 ・メーカー保証1年間以上であること ・国内メーカー製品に限る
搬入・環境設定	下記の作業費用を含むこと ・現場搬入、設置 ・ソフトのセットアップ ・旧PCからのデータ移行 ・梱包材の廃棄 ・導入後不具合が出た場合、随時現地対応を行うこと。
台数	3台

(2)デスクトップ型パーソナルコンピュータ

項目	内容
OS	Microsoft Windows 10 Pro(64bit)正規版(日本語版)
CPU	インテルCore i5-7500 プロセッサー 以上
メインメモリ	8GB以上
ストレージ	500GB HDD Serial/ATA ※SSDでも可
光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ
外部ディスプレイ出力	DVI-D、DisplayPort
有線LAN	1000BASE-T/100BASE-T/10BASE-T準拠
USBポート	USB3.0×6ポート以上
キーボード	USB日本語キーボード(109Aキー)
マウス	USBマウス(光学式又はレーザー)
本体サイズ	高さ:332mm×幅:89mm×奥行:338mm程度
オフィスソフト	Microsoft Office Personal 2019(64bit) ・まちパル鳥取2階(3台) Microsoft Office Home & Business 2019(64bit) ・まちパル鳥取2階(13台) Microsoft Office Professional 2019(32bit) ・まちパル鳥取2階(1台) ・鳥取市観光案内所(1台) ※5年分のライセンスが含まれているものでもよい
備考	・リカバリディスクが添付されていること。 ・メーカー保証1年間以上であること ・国内メーカー製品に限る
搬入・環境設定	下記の作業費用を含むこと ・現場搬入、設置 ・ソフトのセットアップ ・旧PCからのデータ移行 ・梱包材の廃棄 ・導入後不具合が出た場合、随時現地対応を行うこと。
台数	18台

(3)ディスプレイ

	仕様
画面サイズ	21.5型ワイド以上
液晶パネル方式	非光沢
解像度	1920×1080ドットに対応
表示色	1670万色以上
入力端子	DVI-DまたはDisplayPort
ケーブル	各入力端子に対応した接続ケーブルの納入
本体サイズ	外形寸法が幅550mm以下
電源	AC100V、50Hz/60Hzに対応
備考	3年間以上のセンドバック保証
搬入・環境設定	下記の作業費用を含むこと ・現場搬入、設置 ・梱包材の廃棄 ・導入後不具合が出た場合、随時現地対応を行うこと。
台数	18台

共通内容

- ・現在使用している複合機及びプリンタとの接続設定(スキャン設定を含む。)を行う。
- ・リース契約期間中に不具合が発生した場合、随時現地対応を行う。
- ・旧パソコン(周辺機器を含む)の処分を行う。
- ・機器保守として、契約期間終了日までの期間、ハードウェアに対する故障に対して土日祝日、振替休日及び12月29日から1月3日までを除く毎日9時～17時の翌営業日以内に訪問修理を行う。

① 機器構成・台数

機 器 名	数 量
ノートブックパソコン	3台
デスクトップパソコン	18台
ディスプレイ	18台

② 契約方法・期間

契約は、令和元年9月27日までに納入した日から5年間(60か月)の賃貸借契約とする。

③ 賃貸借料の支払

代金の支払いは月単位とし、支払計画に基づいて支払うものとする。

消費税及び地方消費税については外税方式で対応し、法定所定の税率を乗じた金額(円未満は切り捨て)とする。

なお、受託者指定のリース会社を介して賃貸借契約をする場合は、本協会、リース会社及び受託者との3者契約形態をとることが出来るものとする。

④ 機器の搬入・調整

機器の設置場所は以下のとおりとする。

- ・まちパル鳥取2階 デスクトップ型パソコン17台
ディスプレイ17台
マウス17台
キーボード17台
上記に附随するケーブル一式
ノート型パソコン1台
- ・まちパル鳥取1階 ノート型パソコン2台
- ・鳥取市観光案内所 デスクトップ型パソコン1台
ディスプレイ1台
マウス1台
キーボード1台
上記に附随するケーブル一式

受託者の責任において指定する場所へ搬入し、オプション等を取り付けた上で、LAN接続にて稼動可能な状態に設置・調整を行うこと。契約終了後の搬出費用についても受託者の負担とする。

協会内に機器の設定作業を行う部屋は確保出来ないため、搬入機器はその日に納入する台数のみを現場ですべき設定以外は終えた状態で搬入すること。(協会事務所に機器の仮置きは可能)

⑤ ハードウェア保守

パソコン等の全ての機器(マウス含む)が常に良好なる状態で使用できるように、原則として次のとおりハードウェアの保守を行うこと。

- ・故障した場合の部品代・交換手数料・出張費等、及び修理のための搬入、搬出費等も全て受託者の負担で行うものとする。
- ・ハードディスクを交換した場合は、交換前に使用していたソフトウェアをインス

トールし、指定の設定を行うこと。

- ・故障した場合は、要請により社員または指定した保守サービス会社の従業員を速やかに派遣すること。
- ・保守の実施については、原則として受託者の営業時間に行うものとするが、やむを得ない事情により営業時間外に保守を行ってもらう場合がある。
- ・各機器やLAN上のトラブルが多発し、業務に重大な支障が出た場合には、契約を解除することがある。

⑥ 入札時の提出書類

提出書類は、「入札書」及び「納入機器一覧表」とする。詳細は、1枚目の概要をよく確認すること。

- ・「入札書」における金額は、すべての消費税及び地方消費税を除く経費（ハード、ソフト、設置・調整費、インストール費、ハードウェア保守費、~~リース料~~率など）を含めたものを記載し、この金額を入札対象金額とする。なお、内訳には、本協会が支払うべき1か月の月払賃貸借料金(消費税及び地方消費税抜き)を記載することとする。
- ・「納入機器一覧表」は任意の様式で作成すること。「納入機器一覧表」に金額の記載は必要ない。

⑦ 暴力団排除に関する事項

- 受託者は、契約の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ・暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ・暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ・排除対策を講じたにもかかわらず、契約の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに委託者と工程に関する協議を行うこと。

⑧ その他

機器の搬入・搬出及び保守の際に知り得た業務上の秘密は、第三者に漏洩しないこと。

落札決定となったときは、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出すること。当該契約の確定は、契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が誓約書に押印したときとする。

落札後に仕様を満たしていない部分が発覚した場合は、仕様を満たす機器に変更し、この場合でも落札金額は一切変更できないので、注意すること。